

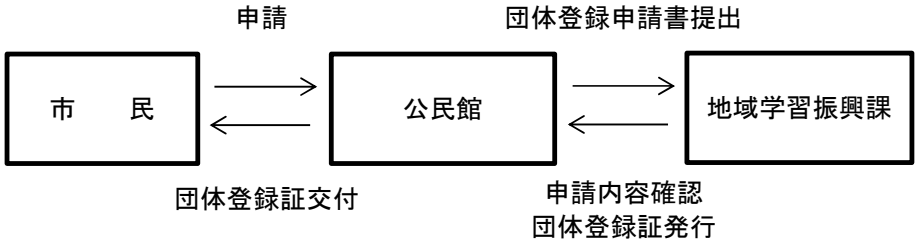
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	夜間照明施設の使用団体登録	
処 分 の 概 要	申請に基づいて施設を使用できる団体の登録を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年規則第4号）	
条 項	第5条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間		即日
所管課での処理期間		即日～7日
標準処理期間		計 即日～7日
判 断 基 準	<p>松山市学校体育施設の開放に関する規則第5条、及び松山市立学校開放体育施設管理運営細則第3項の1号、4号に該当する団体の申請であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市立学校体育施設の開放に関する規則</p> <p>（団体の登録） 第5条 スポーツ開放は、市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務する18歳以上の者（学生を除く。）が代表者として4人以上の団体を構成し、教育委員会に登録した場合に限り許可する。ただし、松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年条例第31号）第2条の表に規定するトレーニングルームの利用については、この限りでない。</p> <p>（利用の中止及び登録等の取消し） 第7条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理責任者の指示に従わない利用者に対しては、利用の中止を命じることができる。 2 教育委員会は、前項に規定する利用者に対しては、第5条の規定による団体の登録又は前条第1項の規定による利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>松山市立学校開放体育施設管理運営細則</p> <p>3. 登録および使用の許可 (1) 施設を使用しようとする団体は、教育委員会に松山市立学校開放体育施設使用団体登録申請書（第1号様式）に団体名簿（第2号様式）を添えて提出し、教育委員会から松山市立学校開放体育施設使用団体登録証（第3号様式）の交付を受けなければならない。 (4) 登録団体は、地域スポーツ団体、町内会スポーツ団体、事業所その他のスポーツ団体及び文化活動団体とする。 (5) 登録に際しては、責任者、管理者、会計者のほか、全団員の名簿を提出させるものとする。 (6) 未成年者は、責任者、管理者、会計者としての登録を認めない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。